

第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議
専門部会（手話言語条例（案）の検討）
次 第

〔日時：令和7年6月10日（火）
14:00～15:00
場所：広島県庁本館6階 講堂〕

1 開 会

2 手話言語条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

3 閉 会

○ 配付資料

- ・次第
- ・出席者名簿（※）

- 〔・資料1 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）〕
- ・資料2 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
 - ・資料3 法律・条例名称について

（※）以降、第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議と同じ資料

第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年6月10日（火）
15:00～16:00
場所：広島県庁本館6階 講堂

1 開 会

2 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例の素案（たたき台）に 対する意見と対応方針（案）

3 その他

4 閉 会

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料2 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料3 法律・条例名称について

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の

第3回検討会議及び第2回専門部会 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

	所 属	氏 名 (職)	専門部会
1	広島盲ろう者友の会	大杉 勝則 (理事長)	○
2	広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美 (会長)	
3	広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター (代理)	金岡 峰夫 (事務局長兼副所長)	
4	広島自閉症協会	金丸 博一 (理事)	
5	広島県要約筆記サークル連絡会	小西 博之 (会長)	○
6	広島県ろうあ連盟	迫田 和昭 (理事長)	○
7	広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎 (理事長)	○
8	広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰 (会長)	
9	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純 (准教授)	○
10	広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉 (理事)	
11	広島県手話通訳問題研究会	宥免 千英子 (理事長)	○
12	広島県身体障害者団体連合会	欠席	○
13	呉市福祉保健部障害福祉課	欠席	○
14	広島県教育委員会事務局特別支援教育課	林 香 (課長)	○
15	広島県立広島南特別支援学校	欠席	○
16	広島県立広島中央特別支援学校	欠席	
17	広島県健康福祉局	山縣 真紀 (地域共生社会推進担当部長)	○
事務局	広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦 (自立支援担当監)	
		秦 俊治 (グループリーダー)	
		高原 寛 (主査)	
		吉岡 芙未 (主任)	

広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）素案 新旧対照表（案）

※対応方針（案）に記載している委員からの意見及び理由については、概要を記載している

修 正 後	対 応 方 針（案）	修 正 前
広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称） （前文） 全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること及び必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を<u>基に</u>意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として<u>必要な意思疎通手段を自らの意思で選択し、支援を受けることにより、</u>あらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことは、必要不可欠である。 また、意思疎通手段を自身の意思で選択・決定できることが重要である。 このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する施策を総合的に推進し、障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段及び情報の取得・利用方法が十分に確保された環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に関する基本理念 ・ 県の責務や市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割 ・ 県の施策の基本となる事項 2 定義 ○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者	○事務局にて文言を整理。 ○取得と利用は別々の行為であるため、中点を追加（以下も同様） （広島県要約筆記サークル連絡会） ○「医学モデル」を基本としないで「社会モデル」を定義とする必要があるため、定義は障害者基本法ではなく、障害者総合支援法とする。 （対応方針）	広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称） （前文） 全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること及び必要とする情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できることや、健やかな生活を維持していくために適切な支援を受けることは、必要不可欠である。 また、意思疎通手段を自身の意思で選択・決定できることが重要である。 このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段及び情報の取得利用方法が十分に確保された環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する基本理念 ・ 県の責務や市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割 ・ 県の施策の基本となる事項 2 定義 ○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者

修 正 後	対 応 方 針 (案)	修 正 前
○ 意思疎通手段 言語（手話を含む）、文字の表示、<u>文字言語</u>、点字、触覚を使った触手話や手書き文字、指点字等の意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆談→、要約筆記、代筆→、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト→、写真→、図→、ピクトグラムを使った表示、ジェスチャー、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリスト等の様式など、障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段 ○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者 3 基本理念 ○ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 - 全ての障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われるよう推進する。 - 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進する。 <u>障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進する。</u>	→障害者基本法において障害者の施策に関し基本原則を定めており、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」においても障害者基本法の規定で定義しているため、現行どおりの記載とする。（第2回検討会議「県の対応方針（案）」のとおり） 但し、条例制定後の普及に向けた啓発資料等において、「障害の社会モデル」についても広く理解されるような内容としていく。 （広島県難聴者・中途失聴者支援協会） ○「文字言語」を入れること （広島県要約筆記サークル連絡会） ○筆談と要約筆記は別物であるため、句点で区切る必要がある。（対応方針） →修正後（案）のとおり、現在委員からの意見をそのまま記載しているが、その他記載している意思疎通手段も含めて、表現方法や法制上の可否を踏まえて最終的に整理する。 （広島盲ろう者友の会） ○「目と耳の両方に障害のある盲ろう者の場合は、手書き文字、触手話、指点字等の触覚的な意思疎通」としてほしい。 （対応方針） →全体バランスの点から、条例には意思疎通手段毎に使用する障害者については記載しないが、条例制定後の普及に向けた啓発資料等において、盲ろう者を含めた様々な障害特性やそれぞれの意思疎通手段が広く理解されるような内容としていく。 ○事務局にて文言整理 （前回会議の意見を踏まえ、事務局にて整理） ○国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に倣い、分野を例示。	○ 意思疎通手段 言語（手話を含む）、文字の表示、点字、触覚を使った触手話や手書き文字、指点字等の意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆談・要約筆記、代筆・代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラストや写真・図・ピクトグラムを使った表示、ジェスチャー、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリスト等の様式など、障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段 ○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者 3 基本理念 ○ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 - 全ての障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われるよう推進する。 - 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進する。 - 必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進する。

修 正 後	対 応 方 針 (案)	修 正 前
4 県の責務 ○ 県は、次のことを責務として行う。 ・ 基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。 5 市町の役割 ○ 市町は障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に関する施策を実施する。 6 県民の役割 ○ 障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の基本理念の実現に努める。 <u>○ 障害者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。</u> 7 障害者の役割 ○ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。 7 意思疎通支援者及び関係団体の役割 ○ 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。 ・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進 ・ 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援 8 事業者の役割 ○ 事業者は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用への合理的<u>必要な配慮を行う。</u> ・ 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に係る施策に協力<u>するよう努める。</u>	(前回会議の意見を踏まえ、事務局にて整理) ○「7 障害者の役割」を「6 県民の役割」に含める。 ○意思疎通手段を現に使用する者の視点から施策への協力を求めるとともに、要望や意見に係る意見表明の権利について記載。 (広島県精神保健福祉家族連合会) ○「施策に協力する。また、基本理念を実現していく担い手として行動するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める」とする。 (対応方針) →修正後(案)のとおりに「6 県民の役割」にまとめて記載。 (広島県手をつなぐ育成会) 国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第13条と同様、具体的な事業名を入れて、より分かりやすくすべき。また、県民に周知継続するための条例であって欲しい。 (対応方針) →「3 基本理念」において、国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に倣い、分野を例示。	4 県の責務 ○ 県は、次のことを責務として行う。 ・ 基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。 5 市町の役割 ○ 市町は障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策を実施する。 6 県民の役割 ○ 障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の基本理念の実現に努める。 7 障害者の役割 ○ 障害者及び関係団体は、他の障害者及び関係団体と相互に連携して、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。 8 意思疎通支援者及び関係団体の役割 ○ 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。 ・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進 ・ 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援 9 事業者の役割 ○ 事業者は、次のことに努める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用への合理的配慮 ・ 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用に係る施策に協力

修 正 後	対 応 方 針 (案)	修 正 前
9 推進体制 ○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。 10 計画及び施策の策定・推進 ○ 県は、前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）において、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定める。 11 意思疎通手段等の普及・人材育成 ○ 県は、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備その他の必要な施策を講ずる。 12 啓発及び学ぶ機会の確保 ○ 県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行う。 13 県政の情報の発信等 ○ 県は、<u>あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段による情報発信ができるよう必要な措置を講ずる。</u> 14 災害時等の情報発信等 ○ 県は、災害その他非常の事態において、障害者が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた必要な措置を	また、県民に向けた啓発については、「12 啓発及び学ぶ機会の確保」に記載のとおり、取り組んでいく。 (広島県要約筆記サークル連絡会) ○民間事業者も、努力義務から義務になっているため、「事業者は次のことをしなければならない」とする。 (対応方針) →合理的配慮については障害者からの意思表示が前提となるため、修正後（案）のとおり、「必要な配慮を行う」とする。 ○県民を削除 「その他の関係者」として一体的に整理 ○事務局にて文言を整理。	10 推進体制 ○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。 11 計画及び施策の策定・推進 ○ 県は、前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）において、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定める。 12 意思疎通手段等の普及・人材育成 ○ 県は、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備その他の必要な施策を講ずる。 13 啓発及び学ぶ機会の確保 ○ 県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行う。 14 県政の情報の発信等 ○ 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信する。 15 災害時等の情報発信等 ○ 県は、災害その他非常の事態において、障害者等が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた必要な措置を

修 正 後	対 応 方 針 (案)	修 正 前
講ずる。 15 情報通信機器等の利用方法の習得等 ○ 県は、障害者等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行う。 16 県と市町の連携 ○ 県は、市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。 17 学校教育の分野における環境の整備 ○ 県は、日常的に子供が必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言、必要な人材の確保その他必要な支援を行う。 18 職場における環境の整備 ○ 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、<u>障害者が勤務する、又は勤務を予定している</u>事業者に対する情報の提供、相談及び技術的な助言その他必要な支援を行う。 19 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。	○事務局にて文言整理 （広島県要約筆記サークル連絡会） ○前回の会議で介護分野も追記することを協議したため、「教育・介護等」とする （対応方針） →介護を含む障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野については、「3 基本理念」において、具体的に例示したため、ここでは介護を追記しない。 ○事務局にて文言を整理 （広島県要約筆記サークル連絡会） ○「財政上の措置を講じなければならない」とし、県として財源措置の根拠をこの条例で強く意思表示して欲しい。 （対応方針） 県その他条例との整合性や他県条例とのバランスも踏まえて、現行どおりとする（第2回検討会議「県の対応方針（案）」のとおり）	を講ずる。 16 情報通信機器等の利用方法の習得等 ○ 県は、障害者等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行う。 17 県と市町の連携 ○ 県は、市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。 18 学校教育の分野における環境の整備 ○ 県は、日常的に子供が必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言、必要な人材の確保その他必要な支援を行う。 19 職場における環境の整備 ○ 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業者に対する情報の提供、相談及び技術的な助言その他必要な支援を行う。 20 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

広島県手話言語条例（仮称）素案 新旧対照表（案）

修 正 後（案）	追加意見・対応方針（案）	修 正 前
広島県手話言語条例（仮称） （前文） 手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。 我が国もろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者に対するは偏見やを持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれておりいた。また、広島県では、昭和 20 年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。 障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 そのため、私達は、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 言語としての手話の認識の普及 ・ 手話の習得の機会の確保 2 基本理念 ○ 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者の間	（広島県ろうあ連盟） 我が国も（中略）、地域社会で手話と手話を使うろう者に対するは偏見やを持たれたり、不当な扱いを受けたりするなどの苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれており、きた。広島県のろう者（児）は、第 2 次世界大戦中の集団疎開や被爆による広島ろう学校の校舎や講堂、寄宿舍の崩壊を乗り越え、その経験を手話で語り継いで来たが、手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 （対応方針） 以下のとおり文言の修正及び追加をしたい。 我が国も（中略）、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県では、昭和 20 年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。 障害者の権利に関する条約において、（中略）、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 （広島県ろうあ連盟） ○この条例は、手話が言語であるという認識の下、ろう者及び手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「ろう者及び手話言語を必要とする者」という。）及び「ろう者及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 （対応方針） →手話言語を必要とするのは、「ろう者」だけではないため、現行どおりとしたい。	広島県手話言語条例（仮称） （前文） 手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。 我が国もろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者に対する偏見や不当な扱いを受けた苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれており、手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されている。 そのため、私達は、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図り、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 言語としての手話の認識の普及 ・ 手話の習得の機会の確保 2 基本理念 ○ 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者の間

修 正 後 (案)	追加意見・対応方針 (案)	修 正 前
で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の使用及び習得に係る機会の確保が図られるよう推進する。 3 言語としての手話の認識 ○ 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 ○ 県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を<u>講ずるよう努める。</u> ○ 県民は、手話を言語として認識するよう努める。 4 手話の習得の機会の確保 ○ 県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保<u>に努めるを講ずる。</u> ○ <u>支援団体市町、障害者及び関係団体</u>等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。 5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援 ○ 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校による教育活動において、手話を習得できる機会の確保を図るため、学校に対する情報の提供、技術的な助言、必要な人材の確保その他の必要な支援を行う。 6 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援 ○ 県は、手話言語を必要とする者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、手話を習得できる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。 7 推進体制 ○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、<u>県民、</u>障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。 8 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。	(広島県ろうあ連盟) ○県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずる<u>よう努める。</u> (対応方針) →県が施策を行うものについて、「努める」を外す。 (広島県ろうあ連盟) ○県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保<u>に努めるを講ずる。</u> (対応方針) →県が施策を行うものについて、「努める」を外す。 (広島県ろうあ連盟) ○<u>支援団体障害者及び関係団体</u>等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。 (対応方針) →文言の追加及び「支援団体等」を「関係団体等」に修正 ○県民を削除 →「その他の関係者」として一体的に整理	で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の使用及び習得に係る機会の確保が図られるよう推進する。 3 言語としての手話の認識 ○ 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 ○ 県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるよう努める。 ○ 県民は、手話を言語として認識するよう努める。 4 手話の習得の機会の確保 ○ 県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保に努める。 ○ 支援団体等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。 5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援 ○ 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校による教育活動において、手話を習得できる機会の確保を図るため、学校に対する情報の提供、技術的な助言、必要な人材の確保その他の必要な支援を行う。 6 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援 ○ 県は、手話言語を必要とする者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、手話を習得できる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。 7 推進体制 ○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、県民、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。 8 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

○ 条例名の検討

資料3

1 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）

	法律・条例名称
国	正式名：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (略称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)
<u>広島県案</u>	<u>広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例</u> (通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例)
	(理由) 条例名は、県民にわかりやすく的確なものとする必要がある。そのため、国に倣った「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」を条例名とし、通称として「広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」とさせていただきたい。
他道県（情報単独の道県のみ）	
北海道	北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（通称「意思疎通支援条例」）
青森県	青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例
栃木県	栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (通称「栃木県障害者コミュニケーション条例」)
東京都	東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例 (通称「障害者情報コミュニケーション条例」)
兵庫県	障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称「ひょうご・スマイル条例」）

2 広島県手話言語条例（仮称）

	法律・条例名称
国	手話に関する施策の推進に関する法律案（検討中）
<u>広島県案</u>	<u>広島県手話言語条例</u>
	(理由) 手話が言語であるとわかりやすい表現であるとともに、多くの都県も手話言語条例としている。
他都道府県（一部）	
24 都県	(都県名) 手話言語条例
北海道	北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例
大阪府	大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例
高知県	高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例